

| | | |
|--------------------------------------|--|--|
| 43 | <p>輸送のストレスで衰弱している鳥獣に標識を装着しなければならないなら、(二)に関しては輸入禁止が相応。</p> | <p>特定輸入鳥獣には状況に応じて、給餌・給水・休息後に標識の装着作業を行えるような配慮を検討したいと考えています。ただし、「輸入後速やかに」という法の趣旨を踏まえ、標識の装着は当該鳥獣を輸入した空港敷地内若しくはその周辺で行うことを考えています。</p> |
| 44 | <p>愛鳥家飼養中の上記(二)省令案21種すずめ目に付別紙請願書通り該当省令案施行時期延期を請願します</p> | <p>現在飼養している鳥類は本制度の対象となりません。</p> |
| 8. 保全事業の内容 (新設) | | |
| 45 | <p>「施設の設置」では、「環境の改善」としてイメージされるヨシ原再生や間伐などの環境保全施策が入らないように感じます。主眼はこうしたことではないのかと思うので、こうした文言を施設の設置の前に入れるべきだと思います。</p> | <p>保全事業では、鳥獣の生息地の保護及び整備に資するために様々な施設の設置が必要と考えられることから、原文通りが適当と考えます。なお、ご指摘のヨシ原をとまり木やねぐらとして利用する鳥獣の生息地においては、休息施設としてヨシ類の群植が、開放地を餌場とする鳥獣の生息地においては、採餌施設として木竹の伐採を伴う施設整備が考えられます。</p> |
| 9. 特定猟具の種類 (わな) (新設) | | |
| 46 | <p>指定できる特定猟具に装薬銃、ライフル銃を含めるべき。</p> | <p>銃猟による危険性から同様の取扱いとしています。</p> |
| 1.2. 狩猟免許試験の見直し (規則第53条～第55条) | | |
| 47 | <p>「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に分けることには反対です。 (計9件)</p> | <p>猟具についての専門性を高めるとともに、鳥獣による被害対策のためにも必要と考えます。</p> |
| 48 | <p>網・わな猟の双方において、錯誤捕獲のおそれが高い鳥獣についての知識および錯誤の際の放鳥獣の方法について習得すること。 (計29件)</p> | <p>ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| 49 | 免許の学習項目に愛護法（特に違反したもののへの罰則強化の為）を設ける | 狩猟者に対する普及啓発に努める必要があると考えます。 |
| 50 | 知識のみではなく、自然や鳥獣保護の理念と精神をさらに徹底して学ぶべきである。 | ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 51 | 試験の免除をすべきではない。 | 適性試験は共通のため、免除することが適当と考えます。 |
| 13. 狩猟免許の更新制度の見直し（規則第60条、第61条） | | |
| 52 | 狩猟免許の交付は従来どおり、9月15日で良い。 | 9月15日に限らず柔軟に対応ができるようにすることで、免許更新者の利便性の向上と事務の円滑化を図りたいと考えています。 |
| 53 | 狩猟免許の有効期間を短縮すべき | 狩猟免許更新時の講習等の機会を通じて法改正の内容を周知したいと考えます。 |
| 15. 狩猟者登録の申請書類の見直し（規則第65条） | | |
| 54 | 本改正とともに、現行の鳥獣法施行規則第65条第3項に規定される「現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するため必要と認められるものの提示又は提出」条項を削除すべき。 | ご意見の趣旨を踏まえ、狩猟免許の効力を確認することが可能であることから、本項については見直すこととします。 |
| 55 | 登録申請時の免状写し添付は、県内分は省略してほしい。 | ご意見の趣旨を踏まえ、登録都道府県知事は、その区域内に住所を有する者からの申請についての免許の効力を承知していることから、本項については見直すこととします。 |
| 該当なし | | |
| 56 | 施行規則第5条第4号及び第7条第1項第6号は違法な規定であると思料する。違法な省令の条文を削ることは当然のことであるから、今次省令改正の機会に改正しておくべきである。 | 今回の改正による変更はありません。 |
| 57 | 鳥獣保護法80条の削除をお願いします。 | 今回の改正による変更はありません。 |

| | | |
|----|---|---|
| 58 | 対象狩猟鳥獣であるツキノワグマの捕獲等を禁止する区域を「全国の区域」とすること (計17件) | 今回の改正による変更はありません。 |
| 59 | 狩猟者の飼育家庭動物の福祉についての調査を毎年すること。 (計2件) | 狩猟者に対する普及啓発に努める必要があると考えます。 |
| 60 | 初代環境庁長官の大石さんが全国を禁猟区にしようとしたが発案しましたが、ぜひお願いします。 | 狩猟が適当でない地域は鳥獣保護区等として指定することで対応が可能と考えます。 |
| 61 | 「種の保存法」でクマを絶滅のおそれのある動物に指定してください。 | 特に保護を図る必要があると認める対照狩猟鳥獣がある場合には規制等の措置を講じています。 |
| 62 | 駆除権・射殺権を県に戻してください。 | 鳥獣捕獲許可に関する権限は条例に基づいて都道府県知事から市町村長に委譲されており、その適切な実施を図るために基本指針において必要事項を記述しています。 |
| 63 | 現行施行規則第5条における「許可を受けなければならない捕獲等の目的」から愛がん飼養を削除すべき | 今回の改正による変更はありません。 |
| 64 | 現行施行規則第29条における「証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの」の例外に10ヶ国を追加すべき (インド、ヴェトナム社会主義共和国、英国、オランダ王国、ギニア共和国、タジキスタン共和国、タンザニア連合共和国、パキスタン・イスラム共和国、ミャンマー連邦、ロシア連邦) | 今回の改正による変更はありません。 |
| 65 | 今回の法改正で追加された第12条第3項に基づく入猟者の承認に関し、その手続に関する事項を施行規則や関係する様式に定めるべきである。 | 入猟者の承認についての手続きは必要と考えますので別途定めることとします。なお、銃猟制限区域での手続きと同様を想定しています。 |
| 66 | 近年サルによる被害が増大しているにもかかわらず、猟期において、サルは狩猟対象に含まれていませんが、個体数の調整のためにも狩猟対象の動物として検討していただきたい。 | 今回の改正による変更はありません。 |

| | | |
|----|--|---|
| 67 | わなの見回りが適切に行われているのか疑問。猟友会員、鳥獣保護員、狩猟指導員等に指導や取締の権限を与えてはどうか。 | わなの適切な見回りについて、一層の啓発を図ることが必要と考えます。また、取締等に関する権限を与えることは困難ですが、問題があれば関係行政機関にご連絡いただくことで対応可能と考えます。 |
| 68 | サルを狩猟獣に加えてほしい。 | 今回の改正による変更はありません。 |
| 69 | 生息数の増加しているニホンカモシカ、ニホンジカ（メス）も、知事の承認を受けて捕獲するようにしてほしい。 | 適切な目的による申請については許可されると考えます。 |